

## 第27回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成 20年11月11日 (火)  
午後 2時 ~ 4時 20分  
学術総合センター 中会議場1・2

### 〔出席者〕

(委員) 前田主査, 林副主査, 阿辻, 甲斐, 金武, 杉戸, 武元, 出久根, 納屋,  
濱田, 邑上各委員 (計11名)  
(文部科学省・文化庁) 匂坂国語課長, 氏原主任国語調査官ほか関係官

### 〔配布資料〕

- 1 第26回国語分科会漢字小委員会・議事録 (案)
- 2 「追加字種 (191字) 表」 (人名用漢字との対応表)
- 3 「常用漢字 (音訓・付表)」の変更について・2 (案)
- 4 これまでの漢字政策について (付: 人名用漢字)

### 〔参考資料〕

- 1 「戸籍法及び戸籍法施行規則 (抄)」 (『公用文の書き表し方の基準 (資料集) 増補二版』 (文化庁, 平成17年, 第一法規) から抜粋)
  - 2 文部省活字 (江守賢治『解説字体辞典』 (三省堂, 昭和61年) から抜粋)
  - 3 江守賢治『《チョク・みことのり》の字について』 (平成19年1月)  
江守賢治『《チョク・みことのり》の字について (続)』 (平成20年2月)
- 「新常用漢字表 (仮称) に関する要望書」 (委員限り)
  - 北海道新聞「一部字体が変わります (平成20年9月26日・朝刊)」 (委員限り)

### 〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録 (案) が確認された。
- 3 事務局から「新常用漢字表 (仮称) に関する要望書」についての説明があった。
- 4 事務局から配布資料3についての説明があり, その後, 同資料に基づいて意見交換を行った。その結果, 追加字種「韓」「岡」の示し方, 現行の常用漢字表にある「音」の語例及び備考欄の示し方, 付表にある語の示し方等, 配布資料3について了承された。
- 5 事務局から配布資料2, 配布資料4及び参考資料の説明があり, 質疑応答の後, 追加字種を漢字表にどのような字体で掲げるかについて意見交換を行った。その結果, 本日出された意見を踏まえて, 漢字ワーキンググループで「掲出字体の基本的な考え方」をまとめ, 次回の漢字小委員会に「案」として提示することが確認された。
- 6 次回の漢字小委員会は, 11月25日 (火) 午前10時~12時, 東海大学校友会館「富士の間」で開催されることが確認された。
- 7 質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

## 1 配布資料3（音訓追加等）について

### ○前田主査

協議の方は後にするとしまして、ただ今の事務局の説明に対して、何か御質問がありましたら、おっしゃっていただければと思います。

それでは、ないようですので、ただ今の案につきまして御意見を頂きたいと思います。

### ○金武委員

質問を兼ねることになると思うんですが、「岡」について1字下げをして、県名を入れる、ほかにも「茨城県」とか「栃木県」もそうなっているわけで、この1字下げで語例がなくて、県名だけのものは、原則的には県名として使うために入れてあるという御説明でした。今回、「岡っ引き」とか「岡目八目」は語例から外されている。これは少数の例であるということで外されたわけですが、「おか」は表内訓として使えるのか使えないのかというところをお尋ねしたいんです。

### ○前田主査

「使える」という意味で言えば、例えば振り仮名を付けるとかすれば使えるんじゃないでしょうか。

### ○金武委員

そうすると、「おか」は原則的には表内訓ではない、県名以外には、常用漢字並みには使えないということでよろしいですか。

### ○前田主査

そういうふうに判断したということになりますね。

### ○金武委員

そうですね。そうすると、「茨城」の「茨」は「いばら」という植物名には使えないというのと同じことになりますね。

### ○前田主査

はい。

### ○金武委員

それから、もう一つ質問なんですが。「付表」で、「一言居士」が「居士」に変わったとか、「河岸」が「魚河岸」でも使えるというように、今まで国語辞書によって表内訓か表外訓かに分かれていたものが、ここで明確に示されたので、そういう点では、今後、国語辞典も一致するというので、非常にいい判断だったと思います。「付表」に載っていないものについては、国語辞書で表内訓か表外訓かに分かれているものが、この前の資料にも出ていたと思うんですが、「垣間見る」とか「生粋」とか「袋小路」のようなものを配布資料3の「付表」にないということで、判断を示されなかったんだと思います。その判断を示されなかった理由を差し支えなければ、お聞かせいただきたいと思うんです。

### ○前田主査

その辺りの理由について、事務局からお願いできますか。

○氏原主任国語調査官

『国語関係訓令・告示集』の常用漢字表のところ、ページ数で言いますと、20ページを御覧ください。今おっしゃった「垣間見る」は、「垣」＋「間」＋「見る」で、「かきまみる」から来ているわけですが、この20ページの一番上にある「10 他の字又は語と結び付く場合に音韻上の変化を起こす次のような類は、音訓欄又は備考欄に示しておいたが、すべての例を尽くしているわけではない。」とあります。そして「納得（ナツク）」とか、「手綱（タヅナ）」とか、「音頭（オンド）」とか、「順応（ジュンノウ）」とか、「因縁（インネン）」とか、二つの語が結び付いたとき、音に変化を生じるもの、例えば「金（かね）」が「金物（カナモノ）」になるとか、こういうものがここに挙がっているわけです。それで、問題なのは、ここに「すべての例を尽くしているわけではない。」と書いてあるところです。ここに挙げてあるようなものは、これ以外にもあると言っているわけです。ただ、これ以外にも言っているのが、どこまでの範囲を指すのかが実はよく分からないというところに問題があります。

ですから、「垣間見る」などは、この「10」を文字どおりに考えれば、「かきまみる」が「かいまみる」に音変化したわけですから、当然これに準じて考えてもいいんじゃないかというような議論は漢字ワーキンググループでも結構いたしました。もうちょっと漢字ワーキンググループでも詰めないといけないのかもしれませんが、「生粋」についても、「生（き）」という訓は、常用漢字表で認めているんです。その「生（き）」に「純粹」の「粋」が付いているわけです。「きすい」なんですね。それが「きっすい」に変わる。そうだとすると、「生（き）」に「純粹」の「粋」が付いて、音韻上の変化を起こしているわけですから、この「10」と同じです。「すべての例を尽くしているわけではない」ということですから、多くのものが実際に語例欄とか備考欄に載っていますけれども、この辺りはもう少し検討した方がいいというのは当然だと思います。繰り返しになりますが、「垣間見る」とか「生粋」とかというのは、今言ったような理由から、当然この「すべての例を尽くしているわけではない」ところの例に該当するんじゃないかというような議論はしております。

今日、更にそういう御意見があれば、もうちょっと漢字ワーキンググループとして検討を続けていって…、ただどういう形でやるかというのは非常に難しく、この常用漢字表でも、こういう形で書いてあるというのは、やはり全部を尽くすことは難しいということで、その辺りは御判断くださいというふうに任せているんです。ですから、「垣間見る」などは、当然私は「10」に該当すると思っていますし、漢字ワーキンググループでもそういう判断でいいんじゃないかというような意見が出ていました。その辺りについて、もう少し何らかの形で手当てした方がいいのかどうか、御意見を頂いたらどうでしょうか。

○前田主査

そうですね。いかがでしょうか。

○金武委員

今の御説明でよく分かりましたが、「世界中」のような「じゅう」は、実際は常用漢字表の音訓に入っていないのにもかかわらず、各国語辞典が一致して表内訓扱いしているの、混乱がなかったわけです。ところが、「垣間見る」の場合は、岩波国語辞典とか学研の国語大辞典では表内訓扱いしているんだけど、そのほかの辞書は大体表外訓として。そういうふうに辞書によって、主な辞書が二分しているような状態だと、ちょっと使う方としては迷うので、できれば何らかの指針があった方がいいかなという気はいたします。けれども、今のお話で、例えば新聞社なり何なりで、「すべての例を尽くしている

わけではない」のだから、これは表内訓扱いにするということで、実施することも可能であるというふうに思います。

○前田主査

今のような問題は、語源の推定なんかにもかかわってくると、判断のできないところというのが必ず出てくるかと思えますね。だから、それを全部分けて、判断するというのは難しいと思います。

○甲斐委員

一つ前に戻って、大変申し訳ないんですが、1ページの「26 大分（訓：いた）」というのがあります。私は、義務教育期は大分で育っているものですから、その後、地名辞典などかなりのものを調べてみたんですけども、「大分」というその言葉が、「おお」＋「いた」と分かれるのか、「おおい」＋「た」と分かれるのかよく分かりません。あそこは豊の国なものですから、「豊かな田んぼ」というような意味ではないか。それで、今回こうやって「おお」と「いた」に分けて、しかもこの「分」という漢字に「いた」という訓を1字下げで付けるとすると、これは、もう本当に「おおいた」というのは「おお」と「いた」に分けるんだ、これがお墨付きだということになるんですけども、どういう根拠があったのか、それを確かめておきたいと思ったんです。

○前田主査

これもやっぱり語源にかかわることで、地名の場合は、本来的な語源とそれから字の当て方の問題があって、推定がなかなか難しいと思います。個人的には、「おお」＋「き」だと、「きざむ」という意味の「き」だったと、私は思っています。ただ、それが正しいかどうか…。「おおき」だとすれば、「き」が音便になって「い」になったとなります。それで、「だ」が「た」になって「おおいた」になったというふうな推定になるわけですが、それは私個人が思っているだけで、正しいかどうかは分かりません。

そういう点で、語源のことになると、これはちょっと推定が難しいと思います。

○甲斐委員

私もはっきりと「おおいた」というのが、「おお」＋「いた」に分かれるのであれば、その「いた」というのを1字下げの訓にするのを反対するものではありません。しかし、前田主査は、「いた」というのは「き」だとおっしゃった。私も「おおき」という言葉かなとか思ったんです。「大きな田んぼ」とか「土地」とかという意味かと。というのは、角川書店から出ている大型の地名辞典などを見てみても、「おお」＋「いた」に分けるとい説はないんです。それで、私は「大分」はひとまとまりで「おおいた」というふうに思っているんですけども、本当に1字1字に訓を付けていいのか、これこそ付表に入れた方がいいのではないかというふうに思った次第です。

○前田主査

少し補足しますと、語源の方はすべて確実ではないと思うんですが、「分」をなぜ「いた」と読むようになったかという、もともと「分ける」ことは「きざむ」、その「きざむ」が古い形で「きだむ」となって、それが名詞の形であれば「きだ」になります。それが、この「分」という字を読むときに当てられるので、当てられたんじゃないかと思うんです。これはもっと考えなければいけないことですが、そういうふうなことも考えられるんじゃないかと、私は思っております。

それで、どう扱うかというのは、また別のことを考えなきゃいけないわけですね。現在

のこういう読み方のところで、この場合にどういうふうにか考えた方がいいかということになります。少し補足をお願いします。

#### ○氏原主任国語調査官

「いた」という訓を付けたのは、『国語関係訓令・告示集』の114ページ、そこに常用漢字の「大」が出ているんですが、音として「ダイ」「タイ」、訓として「おお」「おおい」「おおいに」とあって、ここに「おお」という訓があります。現在の常用漢字表との関係から、「おお」という訓と「いた」という訓とがくっ付いて「おおいた」という、それが常用漢字表の表内訓との関係で一番分かりやすいだろうと考えたということです。それから、甲斐委員がおっしゃったように、確かに「付表」に入れるという考え方もあるのですが、その場合には、「大分県」だけが「付表」の扱いになってしまいます。それはどうだろうかというようなこともあります。漢字ワーキンググループでも、語源の話なども出ていたのですが、取りあえずは「大」という字に、こういう表内の訓が付いていますので、それとの関係で一番分かりやすい形で付けたらどうだろうかということで、今こういう扱いになっています。やはり「付表」に入れた方がいいということになれば、考え直さなければいけないのかなと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

#### ○林副主査

今のは考え方として、ほかの事例にも関係するので申しますと、やはり語源とそれから一般にそれがどういうふうに分けられたり解釈されたりしているかということは、必ずしも同じ問題ではないということがございます。特に音訓につきましては、非常に現実的な問題、つまり普通の人たちの普通の意識で用いられているような、そういう用法をきちっと説明できるように定めておくということがやはり必要だろうと思います。もし、語源が明らかでないというようなことに踏み込んでいきますと、これは、一種の熟字訓のような扱いになって「付表」に入るのだらうと思うのですが、一般の方の分析意識から言うと、「いた」のところは語源は分からないけれども、「おおいた」とその漢字表記の「大分」との関係において、「おお」＋「いた」という分析をしているというのが現実だろうと思います。これはかえって、実は語源にさかのぼると分からないから、「付表」に入れたという説明よりは、皆さんが普通に感じ取られているような、そういう線に沿って処理しておくという方が、はるかに現実的だし、こういう漢字表の精神に沿うと私は思います。

#### ○前田主査

語源についてはいろいろな方の御意見が入りますから、そういう点で言えば、当て字なんかの場合も当然あるわけで、そのときに語源に戻って考えるというのは、こういう場合には余り適当じゃないと思います。今の方がどう考えているかという意識、場合によっては誤った形が実際に使われていても、それが一般的に定着している場合には誤りとしなとか。しかし、古い形でこちらの方が正しいというふうなことが、現在の人にもある程度浸透している場合には、それも考慮せざるを得ないというところで、その辺りのところはちょっとグレーゾーンなのかもしれません。

#### ○甲斐委員

「おおいた」というのは『豊後風土記』から出てくるので、古いんです。それで、私も今のでいいんですけれども、心配しているのは、その「分」という漢字に「いた」という訓をわざわざここで用意することが、本当に適切かどうかということをお心配しているだけのことなんです。「おおいた」というのを「おお」＋「いた」に分けるのか、「おおい」＋「た」に分けるのか、これは私は何も分ける必要はない、その2字で「おおいた」と読

むということによいと思うんです。しかし、わざわざ訓を付けようとしているわけです。ほかの今いろいろと音訓を検討している問題と、少し質が違いますねということを申したわけです。

○前田主査

そういう点は慎重に考えなきゃいけないかもしれませんね。

○武元委員

「世界中」の件です。よく書くときに迷うもので、「し」に濁点（じ）が本則になっているわけですけれども、現代仮名遣いで、2語に分解しにくいものとしてとらえるということを言っていて、「ジュウ」を認めるということは、これやはり2語連合だということを認めてしまうことになるんじゃないかと思うんです。つまり、両方で矛盾が生じるような気がしてならないんですけれども、その辺はどのような説明が成り立つんでしょうか。

○氏原主任国語調査官

それは「ジュウ」という音を認めるから、「世界」に「中」が付いたんだというふうに解釈されるようになるということですか。

○武元委員

いいえ。「し」に濁点（じ）の「ジュウ」を認めて、「世界」＋「中」でも、「国」＋「中」でもいいですけれども、そこにそれが付いているということは、その二つの言葉が合わさって2語連合というふうにとれてしまうような気がするんです。

○氏原主任国語調査官

昭和21年の「現代かなづかい」のころから、これはずっと問題になっていたことの一つなんです。要するに四つ仮名、「じ・ち」「ず・づ」の問題ですけれども、ある時期に、正書法というような考え方を国語審議会が持ち込んで、現代の意識で2語に分解できるかどうかということで判断するとしたわけです。

「世界中」については、その時にこういう説明をしています。この「世界中」は、二つの言葉が合わさったのではなくて、「中」は接尾語なんだと。要するに、ある語の後ろに付いて一つの語を作るための、その構成要素として働いているんだということです。そういうような説明をしていて、例えば、「三日月」なんかですと、「三日」という言葉と、「月」という言葉が対等の関係でつながりますけれども、「世界中」の場合の「中」は、接尾語としてある範囲全体を表す意味を添えるということで、必ず何かの後ろにくっつく語だということです。「クラス中」だとか「日本中」だとかも同じです。確かに接尾語だといっても、もちろんくっつく本体があるわけですから、2語と考えることもできますよね。でも、語としては「世界中」で1語なんだ、「中」は接尾語だから、2語の連合ではないんだという、かなり苦しい説明ですけれども、そういう説明をしてきているんです。

ですから、今のまま「し」に濁点（じ）の「ジュウ」を認めないと、「世界中」という語を「じ」で書くことにどうしても無理がある。漢字ワーキンググループで話題になったのは、今おっしゃったようなこともあるんですけれども、認めないと、何でこれが表内音なのか分からないということです。国語辞典などでは、さっき金武委員が、全く一致していて揺れがないから問題ないということをおっしゃったんですけれども、人によってはこれは表外音なんだから、本当は仮名書き（世界じゅう）でなければいけないんだという人もいます。そういうような疑問が一部に生じているということも考え合わせると、「ジュウ」というのを認めた方が分かりやすいだろうというのが漢字ワーキンググループ

としての判断です。これまでのいろいろな経緯を踏まえて現実的に考えていくと、「中」に「ジュウ」という音を認めて、表内音と位置付けた方が混乱がないのかなというのが、漢字ワーキンググループの考え方です。

#### ○武元委員

加えることに反対はしないんですけれども、この現代仮名遣いの、この説明とどうも矛盾するような気がしてならないということです。

#### ○林副主査

この「世界中」というのは、明らかに連濁というか、「チュウ」が濁ったのが「せかいじゅう」ですから、そういうふうの前とくっ付いて濁った場合には、もとの仮名に濁点が付くという原則から言うと、これは「ち」に濁点であるべきだと…。字音仮名遣いから言うと、明らかにそうなんです。

ところが、これは2語に分解できないと言って、非常に目立つところに例として挙げちゃったものですから、既にこれが定着しているというところから、「し」に濁点(じ)の「ジュウ」を認めないと、これと矛盾しちゃうという、かなり苦しい、つまりこんな例を出してもらったために、非常に苦しい説明をしながら、そういう措置をせざるを得ないというのが現実だと解釈しております。

#### ○前田主査

かなり現実を尊重していこうということですね。

#### ○氏原主任国語調査官

この国語分科会は、国語審議会の後を受け継いでいるところですので、お手元の『国語関係答申・建議集』の154ページを御覧ください。今読んでも国語審議会もかなり苦しきことを書いているなというふうに多分お思いになると思うんですが、154ページの下から4行目を御覧ください。そこに、今の問題が出ています。

これは、さっき申し上げた、全体としては「正書法について」という報告なんですが、154ページの下から4行目に、「『現代かなづかい』の2語の連合における連濁の「ぢ」「づ」の書き方は、語の構成意識をかなづかいの上に表わしたものであるが、しかし、2語とは「ぢ」「づ」に始まる語の語意識によって前後の部分が二つの部分からできている意識のあるなしによって決まると考えられる。その意識は、後半を漢字で書く際の書き方、後半の語を含む語群との連想、その語と派生関係にあると思われる語との連想がささえとなる。もっとも、これらのうち、「家中」「一日中」の「～中」などは、「～じゅう」とすることに多少問題はあるが、…」と問題のあることを認めています。続きには、「多少問題はあるが、しかし、ジュウと発音するものの中に「ぢゅう」と書かなければならない語がないから、「じ」と書いてもよいことになる。」とあります。この辺りにもちょっと飛躍がありますよね。「のみならず、「家中」「一日中」の「～中」は、いっばいの意味を添える接尾辞に転じて、語原とは離れているから、語原によらず「じゅう」と書いてもさしつかえない(3)。」と続きます。これを読んで、なるほどと思うかどうかは別ですけども、こういう説明の仕方ですとずっと流れてきています。ですから、その辺りが非常に苦しいところであるということです。

#### ○前田主査

これは昭和31年に出た「正書法について(報告)」なんです。そこでわざわざこういうふうな説明をしているというのは、その時も非常に問題になったことですが、一応こうい

う形の、この正書法の決まりがそのまま訂正されないで、今まで来ているわけです。ですから、これを変える大きな理由があって、変えられれば、その段階からこちらの方もそれに従って変えることできるかと思えますけれども、こちらの方を先立って変えると、今度は前の正書法の書き方に訂正を申し入れなきゃならないというふうなことになるので、そこまでの段階にはまだ至っていないかなと思うんです。これも現実に慣れ過ぎている感じもしないわけでもないんですが、そういうふうな判断ということになりますね。説明自体には異論があって当然だとは思いますが。

そのほか、何かございましょうか。もしよろしければ、なお多少考えるべき余地があるかと思えますけれども、おおむねこの配布資料3の形でお認めいただいて、また検討させていただくということによろしいでしょうか。（→漢字小委員会了承。）

## 2 追加字種の掲出字体について

### ○前田主査

それでは、その次になりますけれども、この追加字種の字体について、どのように漢字小委員会として考えるのかということについて自由な意見交換をしたいと思えます。論点は、追加する191字の字体を、現行の常用漢字表の通用字体にそろえるかどうか、ということですが、その前に参考資料3について簡単に見ておきたいと思えます。

### ○氏原主任国語調査官

参考資料3『《チョク・みことのり》の字について』、『《チョク・みことのり》の字について(続)』です。どういうことが書かれている冊子かと言いますと、『《チョク・みことのり》の字について』の最初のページを開けていただくと、表紙裏のところにA, a, B, Cと書いてあって、Cが現在の常用漢字表における「勅」の字で、この「勅命」の「勅」というのが、要するに間違っているということなんです。本来は、Cではなく、Aかaなんだと。江守賢治氏からは是非字体の検討をする時に、「勅命」の「勅」について検討していただきたいという要望があって、このような資料の提供がございましたので、漢字ワーキンググループでもその扱いを検討した結果、お配りすることにいたしました。漢字ワーキンググループでは、阿辻委員に、この資料について簡単に説明していただくということになっていましたので、阿辻委員、お願いいたします。

### ○阿辻委員

この参考資料3は、前回の漢字ワーキンググループで提示していただきまして、その段階で詳細に読ませていただく余裕はありませんでしたけれども、ざっと議論の流れを紹介したいと思います。

今、御紹介がありました表紙裏というんでしょうか、A, a, B, Cとここで述べられている事柄と、それからこの(続)の方の裏表紙裏、99ページというページが付いている部分、「結び」と書かれておりまして、この大変膨大な考証の結論が、(続)の裏表紙裏に書かれております。簡単に申しますと、ここで述べられている事柄は文字学的に間違いないことでありまして、「勅」という字の現行の字体と歴史的な使われ方との齟齬があるということは異論の余地はないのではないかと、ざっと見た段階では思います。ただし、現実の文字使用といたしまして、文字学的な正しい字、正字というものと現在我々が社会生活の中で使っております字体というのは、必ずしも一致するものではないというのは、



頻繁に起こっている事柄であります。割とよく知られているケースでは「野原」の「野」という字がありますが、古代の基本的な辞書では「埜」，固有名詞で使われる「のぐち」という方で、たまに「埜」を書かれる方がいらっしゃいますが、あの「埜」を書くのが本来の正字体で、「野原」の「野」というのはその別体という形で、古代の中国の字引には出てきます。同様に、字体の構造の一部分が、現在の我々が使っている形とは違っておりまして、字体の考証から考えれば、その古代の中国で正字とされているものが漢字学の立場では学問的に正しいということは、ほとんど証明できるのでありますが、ただ、それと現実の使用とは全く別の問題でありまして、この江守氏の議論は、大変緻密にいろいろな資料を挙げていらっしゃいます、大変敬服すべきものです。大変な御高齢であるにもかかわらず、膨大な資料を整理されていることは、誠に敬服の至りではありますが、この結論と、しかし現実には我々が社会生活を営む上での、この「勅」という字に関しての一般的な字体、学問的な考証の結果それを改めるかどうかというのは、別問題だという気がいたします。

この論文に関しましては大変に敬意を表すべき論文であると考えますが、だからといって、現行の常用漢字の字体をこれに基づいていじるのであれば、ほかにも同様に玉突き的に起こることもあるでしょうし、その必要はないのではないかと私個人は考えています。

中身に関しましては、もちろん御覧いただければ結構ですが、大変精密な考証をしていらっしゃるということは、私の印象でもありますし、お分かりいただけると思いますが、それと国語施策としての字体の扱いは別個の問題だと私は考えています。

#### ○前田主査

これは、字体について考えるときにいろいろ私どもが参照する場合に参考になることがあり得るということの扱いになりましようかね。個人的にこのいろいろな文字の歴史などの研究をしているものなども、考える場合に参考にさせていただいておりますけれども、そういった形で次々とかういうふうな意見が出てきて、そのすべてを検討するというふうなことはできないかというふうに思います。

ただ、考え方の問題として、そういう歴史的に中国の漢字の使用などの判断でもって、それだけでこの字体を決めるというんじゃなくて、むしろ現在の私どもの立場で字体を考えていくというふうなことにとらえていただければと思うんです。

それでは、先ほどの事務局の御説明について、何か御質問はございませんでしょうか。

特に御質問もないようですので、さっそく討議の方に入っていただきたいと思います。ただ今の御説明に基づいて、こういうふうにかきたいとか、何かそういう御意見がございましたら承りたいと思います。

#### ○甲斐委員

今出ている、新しく採用する191字の中で、常用漢字体に変えるとすれば幾つ該当するのか、かなりのものがそのまま入っていくわけで、変えなければいけないというのは限られているように思うんです。氏原主任国語調査官からいろいろと御説明がありましたけれども、話はよく分かりました。分かったけれども、新しい常用漢字表は、やはり「表外漢字字体表」よりはもっと厳しく考えるべきものであると思うんです。というのは、「表外漢字字体表」というのは、これは国語審議会の答申であります。今度の新常用漢字表というのは、前例に倣って、やっぱり内閣告示・内閣訓令になっていくものだと思うんです。これまでの漢字の活字がどうであったかということよりも、これから、今までの例で言えば25年、早くても15年とか、そういう間ずっと使われていくものが、この新常用漢字表に入れるべき字体であるというふうに考えています。そこで、そんなに数多く訂正すべき、変えるべきものはない、もし必要であるならば、表外漢字字体表の字体も括弧に包んで、

今の常用漢字表の括弧に倣って入れればよい。例えば「曾」というのは、さっき平成16年2月の人名用漢字がありましたけれども、「曾」という単独の漢字は略体の方でありまして、それが先に認められているわけです。そうすると「小僧」とか「憎い」とかというのと、ちょうどぴったりと合うということになります。

191字全部を変えるというのではなくて、ほんの2, 30で済むんじゃないか。もっとありますか。私は、〈さんずい〉とかくしんにゆう〉とか、そういったようなものというところに集中して考えたいと思っています。

#### ○金武委員

今の甲斐委員の御意見に賛成です。先ほど氏原主任国語調査官が言われた、現状はこうであるということは全くそのとおりだと思います。それは、なぜかと言えば、その常用漢字表にしろ、表外漢字字体表にしろ、国の施策としての漢字表であって、それを社会はできるだけ尊重してきた、その結果だと思っわけです。常用漢字表なり、当用漢字字体表を出す前は、世の中は康熙字典体がほとんどであった。つまり「定着」というのは、当用漢字字体表なり常用漢字表なりができた時に、常用漢字表の字体というものを、教科書なり新聞なり辞書なりで採用したので、それが何年かたって定着したということです。常用漢字でない漢字の字体、「表外漢字字体表」というものは、その常用漢字表があって、それに対して表外漢字の字体の標準がないということで決められたわけです。「表外漢字字体表」が決まったことによって、新聞、例えば、参考資料にある北海道新聞もそうですけれども、基準ができたからそれに従ってだんだんと「表外漢字字体表」に合った字体が世間に一般化してきたということで、現状において、表外漢字が康熙字典体で、常用漢字が常用漢字表の通用字体であるというのは、調べるまでもなく、圧倒的にそのとおりだと思うわけです。それは現状なのであります。

ところが、今回その常用漢字表に新しく191字を加えるという場合に、その中に「表外漢字字体表」と矛盾する字体のもの、つまり常用漢字表の通用字体と合わないものが出てくるということは、つまり「表外漢字字体表」の原則ではなくて、常用漢字表に入ったなら常用漢字表の原則に従うという方が説明しやすい。つまり、常用漢字というものが学年別漢字配当表の漢字と一致しているわけではありませんけれども、基本的には高校ぐらいまでに覚える漢字であるとすれば、常用漢字表の中では、例えば、〈しよくへん〉、あるいはくしんにゆう〉は同じ常用漢字のような形で統一されている方が覚えやすいし、また常用漢字というのは、今もそうですが、外国人の日本語教育に対しても基本的な漢字になるものですから、外国人が漢字を覚える場合でも同一字形の部分字形というものは、同じでしかも易しい、画数が少ない方が覚えやすいということもあります。そして、さらに、この191字全部を変えるのであれば大変なことになりますけれども、今、甲斐委員がおっしゃったように、実際は漢字小委員会懇談会で小林講師の挙げられた例でも、30字ぐらいだと思います。そのうち、先ほど説明があった現行の常用漢字表の中でも「扌」と「沸」とか、そういう部分字形の一致しない矛盾したものも少しはあるわけです。それは慣用された字体、現在日本人の中で書かれている字体が、ほとんどそういう略体を使っていないものについては、略体にしてはおかしいわけですから、それは、そのまま認めてもいい、つまり「表外漢字字体表」のとおりでもいいのではないかといいものがあるかもしれません。いずれにせよ、その30字マイナスということになりますと、そんなに変更するものは多くないのではないかといいことで、字体の原則が常用漢字表に従うということも決して国語施策に反していることではないわけで、現在、表外漢字というものが「表外漢字字体表」に従っているものが多いということは、表外漢字であるからであって、常用漢字表に入れば、常用漢字の字体の原則に従った方が分かりやすいというふうに考えます。

## ○阿辻委員

この191の表を今お手元で御覧いただきたいと思います。6/12ページです。6/12の下から3番目に「便箋」の「箋」という字があります。次の7/12ページの下から3番目に「忌憚」の「憚」という字がございます。

「便箋」の「箋」という字は、常用漢字式にドミノしますと、「浅い」とか「銭」とかというふうに3本線の形になるんです。果たして、〈たけかんむり〉の下に常用漢字体のセンという音符を書く字形が、日本の文字生活の中で認知されるのか。これは多分非常にしんどいだろうという気が私にはいたします。「沸騰」の「沸」と「支払う」の「払」とが、両字体、両構成要素、混在というのは、恐らくその辺に理由があったのかなと推察をいたします。「忌憚」の「憚」に関しては、例えば「飛驒高山」の「驒」という字のつくりの上で「口」二つなのか、「ツ」なのか、これは、結構混在している字形であります。今、両委員の御意見を拝聴しておりますと、その部分的、個別具体的にその文字字種に関して検討を加えるという提案をしていらっしゃると思いますが、具体的にやっていきますと、一つはその「忌憚」の「憚」という字をめぐることは、一体どのように考えるべきかというのは、賛否両論、大変議論が分かれるところではないかという気がします。

もう一つ、今の二つは人名用漢字とは関係ないんですが、10/12ページの「頬」です。そのちょうど真ん中よりちょっと下に「頬」がありますが、これは平成16年に追加された人名用漢字です。現在、役所はこの形、この字体でないと受理されないと伺っています。

「狭」という字のつくりの部分がこの「頬」の左側にありますので、これをその「狭い」という字のパーツでドミノを行いますと、当然左側の字形は変わって、「頬」になるわけです。これを変えますと、学校で習う、あるいは印刷物で登場する漢字と、自分の名前が違ふという現象が起こるということになり、果たして社会的混乱にならないか。

以上、二つの点、両委員の御意見を伺った後で感じたことです。

## ○納屋委員

私もこの前の漢字小委員会懇談会で伺った上で、国語施策の安定性というものが、今回の場合は大事だというふうに考えています。常用漢字表が表外漢字の方まで増えた、字数が増えた、数を増やしたことは、それはそれで、こういう時代状況に合っていると思いました。それから、音訓を定めていくことについても、これも、現在の常用漢字表の方まで見直しをしてというところまで入ったのもよく分かりました。

今回、今度は字体についての問題になってくると、これはそう簡単ではないというふうに思います。こういう情報化の進展を受けたからこそ、今の検討の機会があるんだというふうに思えてなりません。つまり、JISコードがこれだけ国際的な中で、きちんと体系化がなされてきている中であって、字体をまた簡易慣用字体にしたときにどういうことが起こるのかとか、そういうことを分かっているながら業界に求めていくことも困難ではないかと、やはり感じます。逆に、教育の立場からすると、手書きの方を中心に見ると、簡略な字体の方に行きかけるんですけども、むしろ〈しんにょう〉が〈1点しんにょう〉、〈2点しんにょう〉、両方とも大丈夫だということと、そういうことを逆にいい機会として子供たちに学ばせていけばいいというふうに思います。今回は、教育のところを話しているわけではないので、これは逆にもう「表外漢字字体表」の、その時点で話し合われていなければならなかった問題ではないか、今ここで、それをあえて問題にしていくという問題でもないように私は感じました。

## ○杉戸委員

先ほど甲斐委員の御発言の中に、印刷標準字体の方は常用漢字の通用字体で示す場合、括弧に入れて示すことを考えるということがございました。

基本的な考え方は、甲斐委員それから金武委員の御意見に賛成なんですけど、その場合、その括弧の中に康熙字典体を入れるという、それを常用漢字表で幾つかやっているわけですが、その数が増えていく。その場合、その括弧の中の康熙字典体を、この常用漢字表の中でどういう位置付けのものとして扱うかということが議論の論点として残る、あるいははっきりさせないといけない点になっていく、そんなふうに思います。と申しますのは、この常用漢字表の「表の見方及び使い方」の「5」の項目に、「5 括弧に入れて添えたものは、いわゆる康熙字典体の活字である。」とあります。これを示した理由がどうもはっきり分からないのです。「これは明治以来行われてきた活字の字体とのつながりを示すために添えたものである」としか書いていない。これは、一体、その常用漢字表の中で、あるいはその常用漢字の字体を参照するとき、その括弧の中の文字を実際の社会生活の中での表記として、どう扱えというのか、その位置付けと言いましょか、その括弧の中の字形の位置付けが、私にとってははっきりしない表現にとどまっている。もし、この先増やす漢字について、20字くらいになるんでしょうか、その括弧の中に添えて示す必要がある場合、これまでの常用漢字に同じように示された、その括弧の中の文字とまとめて、その括弧の中の康熙字典体は常用漢字表にとって何なのか、あるいはその社会生活における文字使用、漢字使用の目安であるというときの、その目安のどの位置に入れるのかということ、もう少しはっきりと示す必要があるというふうに私は感じています。そのことは、先ほど納屋委員がおっしゃった、高度情報化社会、IT社会の中で、漢字のその表記の多様性が、一つの文字についての字形、字体の多様性が可能になってきているという、そのこととの関係が意識されないといけないと思います。つまり、「いろいろコンピューターは書いてくれるようになった。だから、野放しに複数示した」のではないということです。あるいはその可能性を少しでも広げるためにこの括弧の中に入れるとか、そのいろいろな方向があると思うんですが、そこをはっきりさせないといけないという、その論点につながっていくお話と感じておりました。

#### ○金武委員

先ほど、阿辻委員が「頼」のことで、人名用漢字との問題を言われました。この人名用漢字というものは、字体の標準を決めたわけじゃないんですが、ここにあるものでしか名前が戸籍に載せられないという不便なものでもあるんです。そこで、「頼」という字が、現在はこのいわゆる康熙字典体でしか名前に付けられないところで、今回もし常用漢字表に入ったものが、通用字体型で入れれば、常用漢字は名前に付けられるわけですから、選択の余地が増えるわけです。どちらも使えるということになるわけです。それは「謙遜」の「遜」もそうで、今の「謙遜」の「遜」はく2点しんにゆう>しか人名用漢字として採用されていないんですが、これがく1点しんにゆう>になれば「遜」も名前に付けられるのではないかということで、むしろ国民にとっては名前の選択の自由が広がるというふうに思います。

#### ○林副主査

活字の字体と手書きの字体というのは分けて考えていった方が、問題点が整理できるのではないかなというふうに思います。

活字字体で言いますと、情報機器でも「表外漢字字体表」の考え方が定着をし、かつ落ち着いてきているというのが現状ですし、それから30字程度と言えども、これを変えるということは、前回の漢字小委員会懇談会で聞いた私の理解によりますと、これはかなり大きい問題になるということです。コストも掛かりそうだと、そういう問題を解決するには、10年とか15年という時間が掛かるともおっしゃっていました。この「10年、15年」という時間はほとんど不可能に近いというか、余り意味のない、というのはつまり10年、

15年の間は、対応する機械ができないということでありますから、将来的には次の見直しにはまた同様の問題が発生して、似たような問題がずっと連続するというふうな危険性もあるということになります。そういう意味で言うと、もう10年、15年処理できないというふうなことは、ほとんどそういうことの対応が不可能だというふうに読み取るべきものでありまして、そういうことで言うと、活字字体では、「表外漢字字体表」の考え方を守らないと、現実問題として非常に大きい問題になるし、もし守れないとすると、施策そのものが無意味になるというふうに私は思います。

手書きの問題はそれと同じでいいかという、これはそうじゃなくて、例えば「謙遜」の「遜」の例を金武委員が挙げられましたけれども、同じ常用漢字表の中で、ある字は、<1点しんにゆう>で、ある字は<2点しんにゆう>にならないと、子供たちが書き取りの時にバツになる、これはまずいわけです。常用漢字表の中では、手書きのレベルでは、新しいそういう区別を持ち込んで字体の問題がいたずらに複雑にならないように心掛けるというか、そういう方向に持っていく方がいいと思います。これは教育の問題ではありませんけれども、これはもう教育の問題だということで、我々がそれに関知しないという態度を取るのではなくて、やはりそういうところでも配慮する必要があるということになると、30字ぐらい、この字体に関連する文字が出てくるということでありまして、私も数えると確かにそんな数であります。これについてはもう一度きちっと見直した上で、簡易字体にそろえることができる、飽くまでも手書きの場合ですよ。手書きの場合にはそろえた方が、教育上もそれから実際の上でも混乱がないというものについては、できるだけそろえるし、さっき阿辻委員が言われたように、やはりそろえるということにはいろいろな面で問題があるというものについては、個別にそういうものを残すという現実的な対応をするのが、統一をできるだけ目指しながら、混乱を避ける方法だというふうに思います。

#### ○納屋委員

今、林副主査は新しくできる常用漢字表に挙げる字体そのものを簡易慣用体に絞るか、簡易慣用字体を挙げるものが追加のうち、30くらいはあるかもしれないということをおっしゃっていらっしゃるんですけども、簡易慣用字体が出ていて、それで括弧書きでというふうにということを、おっしゃったんでしょうか。

#### ○林副主査

いや、示し方は技術上の問題ですから、どういうふうに示すかは、また別の問題としまして、まず第一に、さっき言いましたように、活字のレベルでの字体と、それから手書きの字体とは分けて考えた方が問題点を整理しやすいということです。活字の字体については、「表外漢字字体表」の考え方を守る方が混乱は少ないし、現実的だから、ここはいじらないというか、考え方を変えない方がいいでしょう。

しかし、手書きの場合「箸」という字は、「者」という字に点がないと間違えだとか、「者」という字は点があったら間違いだとかというふうな、新しい区別を常用漢字の中に手書きの場合持ち込むと、多分、子供たちも混乱するし、無意味な区別をさせることになりますから、そういうことを避けるという考え方で全体を見直してはいかがですかと申し上げたのです。表示の仕方をどういうふうにするかはまた別の問題、技術的な問題だと、そういうことです。

#### ○納屋委員

先ほど杉戸委員がおっしゃったんですけども、表の在り方、それと、今、林副主査がおっしゃったこととかかわります。標準をきちんとしないといけない。現行の常用漢字表の見方で見ていきますと、康熙字典体の方が括弧書きになっているんですね。つまり、

そちらの方を、将来はそういう字を使うかもしれないけれども、一番最初に覚えるときには簡易慣用字体でと、こういうことを言っているというふうにはっきり分かりますから、そこでは追加字種の時に混乱が私は出ると思います。それこそ混乱が出る。

だから、意味は分かるんですけども、先ほど杉戸委員がおっしゃっていたような表の在り方そのものとの整合性をきちんと分かるような前書きで、きちんとそれとのかかわりの中で作る方が、私はよろしいと思います。

#### ○甲斐委員

配布資料2の7/12ページのところに、例えば「遡」というのがある。それから、「謙遜」の「遜」というのがあって、これがく2点しんにゆう>になっているのであります。これは前回の漢字小委員会懇談会の時、私が、今はいいんだけど、10年、15年たった時に、子供が先生に、なぜこの漢字はく2点しんにゆう>ですかと聞いた場合に、恐らく先生は、これは、20年前に「表外漢字字体表」の中でうんぬんと説明しないとイケない。これができなくなるだろうと思うんです。だから、できればくしんにゆう>はく1点しんにゆう>にしてもらいたいということを申したんです。しかしその場合、さっき杉戸委員が、なぜ現在も常用漢字表の中で、括弧の中に康熙字典体が残っているのかとおっしゃった。そして、それと同じようにするのか、ということと言われた。私は、同じような形で良いと思っているんです。というのは、現在の常用漢字表の括弧の中に残っているのは、昭和21年に当用漢字表が発表になった時に、その字体がきっちりと確定できていない部分があった、したがって、康熙字典体で発表し、その後、当用漢字字体表が発表された時、もう既に歳月がたっていて、その期間に命名なども行われて康熙字典体が使われていたということで、やむを得ず括弧の中に残して、いつかは消すというような考え方だったようなんです。けれども、消えないで、今までずっと来ているわけです。

今回も同じように、やはり短いとはいえ、「表外漢字字体表」の中で、例えば「遡」というのはく2点しんにゆう>の形で出ているということですから、これは括弧に入れて、そしてく1点しんにゆう>の「遡」を表に出す。その理由としては、一時、く2点しんにゆう>が認められた時期があったという、そういう扱いであります。

そんなにたくさんあるわけじゃなくて、くしんにゆう>とかくしよくへん>などは簡易慣用字体でまとめて移行する。それから、さっき阿辻委員が言われたように、「憚」という、その「單」の上の「口」二つを「ツ」にするのかどうかというのは、やっぱり個々に検討するという林副主査の御見解が、私は良いと思っているんです。是非、一つ一つ検討していきたいというふうに希望します。

#### ○阿辻委員

甲斐委員がおっしゃった「遡」は、『国語関係答申・建議集』の374ページ、「表外漢字字体表」の中の「(3)印刷文字字形(明朝体字形)と筆写の楷書字形との関係」というところに(1)～(12)の表がありまして、その(10)にく2点しんにゆう>の活字形の「遡」と、く1点しんにゆう>の手書き体が掲げられております。この「表外漢字字体表」における、活字の形と手書きの形の関係の説明を、新しい漢字表のデザイン差がある部分なんかにはうまく活用できないかと思うんです。漢字ワーキンググループなんかで、かねがね考えていることなんです、本体の方には「\*」か何かで、その関係を明示させて、参照項目として、この説明のところへ飛んでくれば、様々な活字字形と手書き字形の違いで収束することができるんじゃないか。例えば先ほど林副主査がおっしゃった「者」という字の点の有無とか、くしんにゆう>の点の数とか、あるいは「煎茶」の「煎」という字の「月」の中がちょんちょんなのか、横線なのかとか、非常に細かい、ある意味では字体のデザイン差と認定できると思えるような部分は、ここのような形のものをうまく活

用すれば、本体の中で並列するよりも、要するに括弧は杉戸委員おっしゃったように、私もあれは大変ぬえ的な括弧の記述でありまして、余り現実として活用されていないという印象は持っておりましたので、その括弧というやり方よりも、むしろ別の何か新しい技術を考えていくと、問題点はある程度クリアできるのではないかと考えております。

#### ○武元委員

冒頭に、氏原主任国語調査官が教科書も康熙字典字典体になっているというふうにおっしゃったんですけども、これは金武委員がおっしゃったとおり、そういう字体が標準として示されているので、教科書においてもそれに従って使用してきたというのが実態だというふうに申し上げていいと思います。

それで、ここは教育の場のことを言う場ではないという話もございますし、幸い小学校段階で、この字が入ってくるだろうというのが予測できる字は余りないんですけども、<2点しんにゆう>のものが常用漢字表に示されたとしますと、当然その漢字が出てくる場合には<2点しんにゆう>で示さなければいけないということが、教科書では、現実の問題になるわけです。今、お話に出ていますように、どちらでもいいんだというふうな立場が果たして採れるかと言いますと、学校教育の場ではかなり厳しいものがあるんじゃないかと思えます。とりわけ国語科の中では、書き取りの試験をやったときに、はねる、はねないで、○×というふうなことがよく起こるわけです。そうしますと、そのことがなぜバツなんだという保護者からの質問の電話というのがかなり来たりする。そういう現実がございますので、どこまで直すかということはあろうかと思えますけれども、<2点しんにゆう>とか、今おっしゃった「月」の中を点々とするとかですと、それから「鎖」の上の部分であるとか、統一できるものは統一した方がいいのではないかというふうに、私は思います。したがって、基本的には金武委員がおっしゃったことに賛成したいというふうに思っております。

#### ○氏原主任国語調査官

先ほど杉戸委員がおっしゃった常用漢字表の括弧の話ですが、これは『国語関係訓令・告示集』19ページの「表の見方及び使い方」の「5」に書いてあります。なぜ付いているのかということですけども、これは消そうと思っているのではなく、むしろあえて括弧を付けているというのがこの趣旨なんです。どういうことかと言いますと、常用漢字表の議論をしている時に大きな問題になったのが、当用漢字字体表によって、いわゆる現在の通用字体型の字体が採用されたものが多かったわけですが、当時一部の委員から強く批判されたのが、その結果として、いわゆる旧字体というものが著しくおとしめられてきた、旧字体というものが間違いなんだみたいな、そういう意識が世の中に浸透してしまった、これは極めて問題ではないかということでした。ですから、ちょうど現在、現代仮名遣いのところでも、一番後ろに「付表」というのが付いていて、現行の仮名遣いと歴史的仮名遣いで用いる仮名との対照表が付いています。『国語関係訓令・告示集』の172ページ、「前書き」の「8」に書かれている内容と同じ趣旨です。「8」に書いてあることを読みますと「歴史的仮名遣いは、明治以降、「現代かなづかい」（昭和21年内閣告示第33号）の行われる以前には、社会一般の基準として行われていたものであり、今日においても、歴史的仮名遣いで書かれた文献などを読む機会が多い。歴史的仮名遣いが、我が国の歴史や文化に深いかかわりをもつものとして、尊重されるべきことは言うまでもない。…」と書いてあります。当用漢字字体表によって通用字体型の字体が採られた。当用漢字字体表は「字体の標準」という言い方をしているんです。言葉を変えると、「標準字体」と言っているわけです。「字体の標準」と言ったがために、いわゆる康熙字典体というものが、何か間違った字体のような受け止められ方をしてきたということで、「通用字体」という

のは、つまり遠慮して「通用字体」という言い方に変えたんです。「標準」というような言い方にすると、「標準」でないものというような意味合いが強くなるので、それで「通用字体」という名称に変え、更に「通用字体」の右横に括弧で康熙字典体を、「明治以来行われてきた活字の字体とのつながりを示すために添えたものである」ということで示した。これだけの意味しかないんです。つまり文化の継承性とか、これまでの活字字体としてはこういうものを使ってきた、それとのつながりを示すというものです。そういうものは否定されるべきものではなくて、尊重されるべきものであるという趣旨で、ここに括弧が付いているわけです。

この括弧は1,945字の常用漢字のうち、355字に付いています。ただし、〈しんにゅう〉のように1点、2点しか変わらないものについては、この括弧は付いていません。表の見方では、著しい差異のないものは省いたという言い方になっています。ですからこれはそういう配慮から付けられたものであるわけです。つまりこの括弧内のいわゆる康熙字典体の字体を並行的に使うとか、そういうことではないということは申し上げたいと思います。

#### ○杉戸委員

今の氏原主任国語調査官の説明は大変よく分かりました。

それは、常用漢字表ができた時の考え方ですね。その後、何年かたちました。そして、その間にこの「表外漢字字体表」というのができた。そこで康熙字典体が選ばれている。そういうその後の歴史の中で、この括弧の中の字形の持つ意味が、先ほどの常用漢字表の前文にある、その位置付けは変わってきている、あるいは危なくなってきていると言ったらいいでしょうか。そこを心配したわけです。

ですから、この常用漢字表の改定をした場合の、その括弧をもし残すとすれば、先ほど阿辻委員もおっしゃったように、別の工夫で、対応できればそれが一番いいと私も思うんです。もし括弧の中のものが何らかの意味を持って残る、そういう示し方として残るとすれば、その趣旨をはっきりさせないといけないということです。歴史的なつながりを示すためにという、これは、もう既にその瞬間からもう独り歩きして、別の意味を持ち始めてしまったというふうに、常用漢字表のこの項目については思うんです。

#### ○前田主査

時間が大分超過してまいりまして、いろいろ貴重な御意見を頂いたわけですが、非常に難しい問題があるということは、お分かりいただけたかと思います。今日は、余り出ていなかったところでは、今度のこの改定は、情報化社会に対応しての改定というふうなことになっております。そういった点についても、御意見を頂けたらと思います。

なお、時間がこれだけ超過しましたので、今日は御都合のおありの方がいるかと思しますので、ここで打ち切りにして、次回に継続していきたいと思っております。それでは、今日はこれで閉会といたします。どうもありがとうございます。